

令和3年度
第4回 大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会
議事概要

日 時：令和3年12月10日（金）13時00分～16時30分
場 所：WEB会議システムによる開催
出席者：増田部会長、遠藤（尚）委員、佐久間委員、平井委員

1 開 会

2 議事概要

議題1 「みどりづくり活動助成事業」の審査について（資料1）

申請のあった1件について、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき、項目ごとに25点の配点で審査。

【審査基準】

- ① 適切な維持管理を継続的に実施できる計画となっているか、その体制づくりができているか。
- ② 地域住民の協働による緑化活動となっているか。緑化活動を通じた地域の交流が計画されているか。
- ③ 整備後の具体的な活用方法が計画されているか。
- ④ 整備・管理費用について十分に検証され、市場価格等から勘案して適切な内容となっているか。

各審査委員の評価点（上記①～④の評価点合計）の平均値（小数点以下第1位を四捨五入）により事業の順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。審査に当たっては、各審査委員の評価点の平均値が60点に満たないものは不採択とする。

申請のあった1件について、審査の結果、評価点の下限値以上であり、採択について妥当と判断。

議題2 「おおさか優良緑化賞」の選考について（資料2）

応募のあった施設について、事務局から緑化概要を説明し、以下の選考基準に基づき、項目ごとに各25点の配点で評価を実施した。

一次選考では、各委員の評価点の合計点数により、順位付けを行う。

二次選考では、一次選考の評価・順位を踏まえ、表彰対象とするものを選定し、その中から、特に優れた取組みを行ったものを大阪府知事賞、それに準ずる取組みを行ったものを奨励賞として選考する。

また、表彰対象の中から、生物多様性へ配慮した取組みを行っており、生物多様

性賞としてふさわしいと認められるものを選考する。

【選考基準】

- ① 緑量：条例の基準を大幅に超える緑化が行われているもの
- ② 周辺環境との調和：建築物や周辺環境と調和した緑化が行われているもの
- ③ 配置・デザイン性：スペースを有効利用しているもの
- ④ 敷地外部への貢献度：敷地外部への貢献度の高いもの
- ⑤ 緑化技術：新技術を積極的に採用しているもの
- ⑥ 維持管理：適切に維持管理されているもの
- ⑦ 加点項目（その他特筆事項）：その他、この賞の目的に沿ったもの

各選考委員の評価点の合計により、順位付けを行ったうえで、特に優れた取組みが行われている施設として4件を大阪府知事賞、それに準ずる取組みを行った施設として3件を奨励賞とし、生物多様性に配慮した取組みを行っている2件を生物多様性賞とすることが妥当と判断。

3 閉 会